



平成 18 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社イーエムシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 國光 浩三
(コード番号 4820 東証 第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 宮城 孝誓
(T E L 06 - 6397 - 1888)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 1 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 23 期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 会社の機関について定款に定めなければならないことから、当社の会社機関として、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置するための規定を新設するものであります。
- (2) 単元未満株主の権利を明確にするための規定を新設するものであります。
- (3) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (5) 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。なお、社外取締役の責任限定契約の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (6) 当社は、資本金が 5 億円以上となり、大会社として適用を受けることになりましたので、監査役会等に関する規定を新設するものであります。
- (7) その他、会社法が施行されたことに伴い、規程の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更日

平成 18 年 6 月 29 日

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。</u>ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数は</u>、16,550,000株とする。 (新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けること</u>ができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則 (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告<u>方法</u>は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は</u>、16,550,000株とする。 (株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することが</u>できる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1 単元の株式数)</p> <p>第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、100 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の <u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 <u>本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式の種類および株式の <u>名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理</u>その他株式に関する取扱いならびに手数料については、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第20条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は、各自会社を代表する。</u></p> <p>(役付取締役) 第21条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第20条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第27条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、<u>取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内において、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p>	<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する規則は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 当社の<u>利益配当金は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内において、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる<u>ものとする</u>。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上